

ご遺族の方へ

北島町



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

北島町では、

ご遺族の方が届出等をしなければならない役場関係の手続きと、

一般的な役場以外の手続きについて、

パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問合せください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

北島町役場 088-698-9801(代表)

もくじ

1. 死亡届について	p.5
2. 障がい福祉の手続きについて	p.7
3. 年金の手続きについて	p.7
4. 各種保険について	p.8
5. 葬祭費について	p.9
6. 亡くなられた方に児童がいる場合の手続きについて	p.9
7. 税の手続きについて	p.10
8. 外国籍の方の手続きについて	p.13
9. 飼い犬の手続きについて	p.14
10. 空き家の手続きについて	p.14
11. 水道の手続きについて	p.15
12. お問合せ窓口一覧	p.15
13. 委任状について	p.17
14. その他の主な手続きについて	p.21

チェックリスト

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。
「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

	確認事項(故人について)	チェック	該当ページ
福祉 障がい	障がい者手帳をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.7
	年金	国民年金を受給又は、加入していましたか?	
健康 保険	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
	75歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
保介 険護	65歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	子どもはぐくみ医療費受給者証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
	養育医療券をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	児童手当・児童扶養手当を受けているご家庭でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税金	町・県民税の課税の手続きが必要ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
	固定資産税の課税の手続きが必要ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	税金の納付に口座振替を申し込んでいましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	未納付の税金はありますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	軽自動車やバイク等をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12
その他	外国籍の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13
	飼い犬の所有者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.14
	持ち家の所有者で、持ち家は今後空き家になりますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	水道の利用者、管理者または水道料金の支払者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.15
	会社員でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.21
	個人事業主でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.22
	これからお墓の改葬(移転)や墓じまいをされますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整 	
届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金等の手続(15ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認(27ページ参照) ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 <p>(23ページ参照)</p>	
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告(24ページ参照)

10カ月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(23ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告(24ページ参照)

北島町で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、15ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続きの
詳細について

〈15ページ〉
必要な手続きの
窓口一覧

〈21ページ〉
北島町以外の
手続きについて

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に、予め火葬場を予約した上で届出をしてください。

また、戸籍に死亡の記載がされるまでには日数がかかります。(次ページ参照)

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役場

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇北島町に届出を提出する場合は

【平日(8:30～17:15)】

北島町総合庁舎1階 住民課 088-698-9804

【夜間及び休日】

北島町総合庁舎1階 西側夜間休日窓口 088-698-2410

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◆死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

死亡の記載がされた戸籍が発行出来るようになるまでに、おおよそ以下の日数がかかります。
(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日～14日

※大型連休中及びその前後に届出をされた場合、上記よりさらに日数がかかります。

※相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

住民課

電話番号 088-698-9804

MEMO

2. 障がい福祉の手続きについて

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度心身障がい者医療費受給者証など、障がいに関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となる場合がありますので、お問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

社会福祉課

電話番号 088-698-9802

3. 年金の手続きについて

◇年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

◇国民年金に加入中の方（国民年金第1号被保険者の方）が死亡したとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

住民課

電話番号 088-698-9804

4. 各種保険（国保、後期、介護）について

北島町の各種保険の被保険者が亡くなられたときは、各種保険の保険者証をご返却ください。保険料の精算の手続きがあります。

◇国民健康保険税

北島町の国民健康保険に「加入されている方」または「加入されている世帯の世帯主の方」が亡くなられたときは、国民健康保険税が再計算されます。還付が発生する場合がありますので、世帯主の方（世帯主の方が亡くなられた場合は相続人の方）の本人確認書類、口座番号のわかるもの（通帳等）をお持ちください。

国民健康保険税については、下記までお問合せください。

税務課

電話番号 088-698-9803

◇後期高齢者医療保険料・介護保険料

被保険者が亡くなられたときは、保険料が再計算されます。

還付が発生する場合がありますので、下記「手続きに必要な物」を窓口にお持ちください。

◇手続きに必要な物

1. 相続人代表の方の印鑑
2. 相続人代表の方の本人確認書類（免許証等）
3. 相続人代表の方の口座番号のわかるもの（通帳等）

※相続人代表以外の方が窓口に来られる場合は必ず来られる方の本人確認書類が必要になります。また、他にも書類が必要になる場合があります。

後期高齢者医療保険料・介護保険料については、下記までお問合せください。

健康保険課

電話番号 088-698-9805

5. 葬祭費について

「北島町の国民健康保険に加入されていた方」及び「徳島県後期高齢者医療広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、喪主に対して20,000円が支給されます。

◇申請に必要なもの

1. 亡くなった方の保険証(既に返還された場合は不要です。)
2. 喪主の振込先口座番号がわかるもの(通帳等)
3. 喪主である事が確認できるもの(葬祭費用の領収書、会葬礼状等)
※北島町に死亡届提出の際に申し出ている場合は不要
4. 手続きする方の本人確認書類(免許証等)
※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

ご不明な点は、下記までお問合せください。

健康保険課

電話番号 088-698-9805

6. 亡くなられた方に児童がいる場合の手続きについて

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方(父又は母等)が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

子育て支援課

電話番号 088-698-8909

7. 税の手続きについて

◇町民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月以降に住民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税については、下記までお問合せください。

税務課

電話番号 088-698-9803

所得税・相続税については、下記までお問合せください。

鳴門税務署

電話番号 088-685-4101

◇固定資産税

町内に固定資産を所有する方が亡くなった場合、相続人に納税義務を承継していただくこととなります（地方税法第9条）。亡くなった方がおひとりで所有されていた固定資産がある場合は、「相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書」の提出が必要です。共有の固定資産の場合は、届け出が不要な場合もあります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

税務課

電話番号 088-698-9803

◆税金の口座振替

亡くなられた方の口座から町税を口座振替しており、口座が凍結した場合、以降のご納付について口座の変更又は解約(納付書での納付)の手続きが必要です。

※納付方法は、納税通知書で確認することができます。

※変更・解約のお申し出がない場合でも、口座振替不能となった時点等で調査をし、口座振替の停止処理を行ったうえで税務課から納付書をお送りすることがありますが、納期限経過により督促手数料や延滞金が発生することがありますので、早めのお手続きをお願いいたします。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

税務課

電話番号 088-698-9803

◆未納付の税金

亡くなられた方について、納付していない町税があるとき、または納付状況等が不明である場合は、税務課までご相談ください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

税務課

電話番号 088-698-9803

MEMO

◇軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。

◇手続きに必要なもの

1. ナンバープレート
2. 登録証明書
3. 届出人の身分証明書

詳しくは、下記にお問合せください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーについては、下記までお問合せください。

税務課

電話番号 088-698-9803

125ccを超えるオートバイについては、下記までお問合せください。

徳島運輸支局

電話番号 050-5540-2074

三輪・四輪の軽自動車については、下記までお問合せください。

軽自動車検査協会 徳島事務所

電話番号 050-3816-3123(コールセンター)

MEMO

8. 外国籍の方の手続きについて

◇外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、高松出入国在留管理局小松島港出張所に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

返納先

高松出入国在留管理局 小松島港出張所
電話番号 08853-2-1530

郵送先

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11
東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局おだいば分室宛

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

ご不明な点は、下記までお問合せください。

高松出入国在留管理局 小松島港出張所
電話番号 08853-2-1530

9. 飼い犬の手続きについて

◇亡くなられた方が犬を飼育していたとき

犬を飼育していた方がお亡くなりになられた場合、飼育者や住所等の登録事項の変更手続きが必要です。新しく飼育する方のご住所によって、届出先が変わります。

(1) 新しく飼育する方が北島町内にお住まいの場合

まちみらい課にて、登録事項の変更手続きを行ってください。

(2) 新しく飼育する方が北島町外にお住まいの場合

お住まいの自治体にて、登録事項の変更手続きを行う必要があります。
北島町にて交付されている犬の鑑札を持って、届出を行ってください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

まちみらい課

電話番号 088-698-9806

10. 空き家の手続きについて

◇住居が空き家となるとき

所有者(相続人含む)等には建物や敷地を適切に管理する責任があります。定期的に状況を確認し、補修や除草など適切な管理を続けてくださるようお願いします。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

まちみらい課

電話番号 088-698-9806

11. 水道の手続きについて

水道の使用者、管理者、支払者の方が亡くなられたときは、手続きをしていただく必要があります。

- ・ 継続して水道をお使いになる場合 → 水道使用開始（名義変更）届
 - ・ 水道のご使用を中止する場合 → 水道使用中止届
 - ・ 口座振替でお支払いいただいている場合 → 新たに口座振替依頼書の提出
- ※下水道（公共・地域）をご使用になられている方についても、水道課窓口で手続きが可能です。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

水道課

電話番号 088-698-9810

12. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問合せ内容	担当部署	窓口
p.5	死亡届について	住民課	北島町総合庁舎1階
p.7	障がい福祉の手続きについて	社会福祉課	北島町総合庁舎1階
p.7	年金の手続きについて	住民課	北島町総合庁舎1階
		徳島北年金事務所	088-655-0200
p.8	国民健康保険について	健康保険課	北島町総合庁舎1階
		税務課	
p.8	後期高齢者医療保険について	健康保険課	北島町総合庁舎1階
p.8	介護保険について	健康保険課	北島町総合庁舎1階
p.9	葬祭費について	健康保険課	北島町総合庁舎1階
p.9	亡くなられた方に 児童がいる場合	子育て支援課	保健相談センター

	お問合せ内容	担当部署	窓口
p.10	住民税について	税務課	北島町総合庁舎1階
p.10	所得税、相続税について	鳴門税務署	088-685-4101
p.10	固定資産税について	税務課	北島町総合庁舎1階
p.12	軽自動車の手続きについて	原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合	税務課 北島町総合庁舎1階
		125ccを超えるオートバイの場合	徳島運輸支局 050-5540-2074
		三輪・四輪の軽自動車の場合	軽自動車検査協会 徳島事務所 050-3816-3123(コールセンター)
p.13	外国の方が亡くなったときの特別永住者証明書(外国人登録証明書)の返納先、郵送先について	<返納先> 高松出入国在留管理局 小松島港出張所 08853-2-1530	
		<郵送先> 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局 おだいば分室	
p.13	亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の方の場合	高松出入国在留管理局 小松島港出張所	08853-2-1530
p.14	飼い犬の手続きについて	まちみらい課	北島町総合庁舎2階
p.14	空き家の手続きについて	まちみらい課	北島町総合庁舎2階
p.15	水道の手続きについて	水道課	北島町総合庁舎4階

13. 委任状について

北島町役場内の各種手続きを代理の方が行う場合には、委任状が必要となります。
※代理人による手続きが出来ない場合もあります。

◆様式について

- ・ 次のページに委任状の参考様式を載せておりますので、必要事項をご記入の上、切り離してお使いください。（任意の様式でも有効です）
- ・ **全ての項目は、委任者（たのむ方）**がご記入ください。
- ・ 委任状の作成にあたっては、委任事項を忘れずにご記入ください。
委任事項の記入がない場合は、手続きが出来ません。
- ・ 委任状のほかに、代理の方の本人確認書類が必要です。
- ・ ご不明な点は、手続きを行う各窓口にお問合せください。
（お問合せ窓口一覧 p.15）

委 任 状

※①②③すべて委任者が記入してください。
令和 ● 年 ● 月 ● 日
(1.委任状を記入した日をご記入ください)

①代理人（窓口に来る方）

住所 徳島県板野郡北島町中村字上地23番地1

氏名 北島 太郎

①の者を代理人と定め、②の手続きに伴う一切の権限を委任します。

②委任する事 ※記入がないと手続きが出来ません
(徳島 阿波子の出生から死亡までの戸籍の取得)
できる限り具体的に記入してください。
例) 〇〇の出生から死亡までの戸籍の取得、〇〇の住民票の取得、〇〇の死亡に伴う口頭の申請 など

③委任者（たのむ方）

住所 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

氏名 東京 花子

生年月日 大正 (昭和) 平成・令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

電話番号 (携帯に連絡可能な方) ●●●-●●●●-●●●●●●

委任状は、全ての項目を委任者（たのむ方）が記入してください。

委任状の作成日を記入してください。

委任事項を具体的に記入してください。
証明書等が必要な場合は、どなたの証明書が必要なのか氏名を記入してください。

日中に連絡の取れる
連絡先電話番号を記入してください。

委任状

※①②③すべて委任者が記入してください。

令和 年 月 日
(↑委任状を記入した日をご記入ください)

①代理人（窓口に来る方）

住所 _____

氏名 _____

①の者を代理人と定め、②の手続きに伴う一切の権限を委任します。

②委任する事 ※記入がないと手続きが出来ません

(_____)

できる限り具体的に記入してください。

例) ○○の出生から死亡までの戸籍の取得、○○の住民票の取得、○○の死亡に伴う□□の手続き など

③委任者（たのむ方）

住所 _____

氏名 _____

生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日

電話番号（昼間に連絡可能な所） _____

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

14. その他の主な手続きについて

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、受取人のマイナンバーのわかるもの、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>〈手続先〉 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

新たに埋葬・納骨する墓地をどこにするのかを決めます。

2 改葬許可申請書を入手する

現在使用している墓地・納骨堂の所在地の市町村で改葬許可申請書の用紙を受け取ってください。

3 改葬許可申請書を記入する

改葬許可申請書に必要な事項を記入してください。
 既存墓地の管理者、受け入れ先の管理者から証明をいただいでください。

4 改葬許可申請書を提出する

現在使用している墓地・納骨堂の所在地の市町村で改葬許可申請書を提出してください。

5 改葬する

改葬許可証を受け取り、改葬先へ埋葬・納骨する。

〈お問合せ〉
 まちみらい課
 電話番号 088-698-9806

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されます！

※正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

◇今のうちから、相続登記をしましょう！

◇相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！

◇相続登記の手続きや書式は、法務省、法務局のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】 徳島地方法務局 登記部門
電話番号 088-622-4171

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態的家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることが出来ます。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)	すみやかに	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

◆法定相続情報証明制度について

ポイント

不動産の相続登記手続きのほかに、預金口座がいくつも有る場合の預金の払戻手続きにもおすすめです。各種相続手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

- ・法務局に戸籍謄本等の束と相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出すると、その一覧図に認証印を付した写しが無料で交付されます。
 - ・法定相続情報一覧図の写しを利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本等を何度も出し直す必要がなくなります。
- ※各種相続手続きで必要となる書類は各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の機関へご照会ください。
詳しい手続きは、法務局のホームページでもご覧いただけます。

ご不明な点は右記までお問合せください。 徳島地方法務局 088-622-4683

◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・軽自動車・125cc を超えるバイク等の廃車		運輸支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

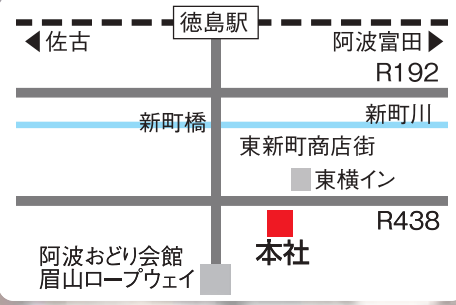
司法書士・行政書士・土地家屋調査士が
ワンストップでサービスを提供いたします。

相続案件**年間580件**(令和4年)受任の実績
 抜群のサポート体制で**安心・効率化**



代表 小笠原哲二

スタッフ一人ひとりの
 経験値が高く、
 お客様の多様な
 ニーズに対し、
 総合的なソリュー
 ションの提供を
 目指しております。



JR 徳島駅徒歩8分 駐車場あり(10台)

初回60分無料相談 (祝日を除く毎週土曜日に実施 要予約)

0120-120-993

(代表番号)

相続手続

戸籍の収集から行方不明者の
 捜索まで対応いたします。

相続放棄

故人のマイナス財産の
 相続を放棄いたします。



経験豊富なスタッフ
 が多数在籍!



司法書士法人小笠原合同事務所
 土地家屋調査士法人小笠原合同事務所

行政書士法人アクシス・パートナーズ

本社
 〒770-0905 徳島県徳島市東大工町1丁目19番地
 海南
 〒775-0203 海部郡海陽町大里字尾ノ鼻36番地2
 鴨島オフィス
 〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島21-1

西宮
 〒663-8204 兵庫県西宮市高松町4番37号中林ビル西宮3階
 吉野川
 〒776-0005 吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
 神戸オフィス
 〒651-0072 神戸市中央区脇浜町3丁目7番15

相続についての 全般のご相談は 私たちにお任せください



何をいつまでにすればいい？

相続税はいくらになるの？

「争続」がとても心配・・・

名義変更等の手続きはどうすればいい？



突然訪れる様々なお悩みに
お客様の立場になって、全力でご対応いたします

あなたの
お悩みを
じっくり
聞きます

他士業
との
スムーズな
連携

ワン
ストップ
サービス

初回面談
無料

／ お気軽にお電話ください ／



税理士法人アクシス

営業時間：平日8:45～17:45 定休日：土日祝日

TEL:088-631-8119

徳島県徳島市北島田町1丁目3番地3 <https://m-staff.com>

吉野川支店 徳島県吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1

高松支店 香川県高松市松縄町1050-27

東京支店 東京都品川区東品川5丁目9番6 1109号

ホームページは
こちらから



小林恵美司法書士事務所

相続登記に関するご相談

相続・遺言

生前贈与

法定相続
情報作成

不動産登記

成年後見

会社登記

相談無料

お気軽にご相談ください。

☎088-677-4811

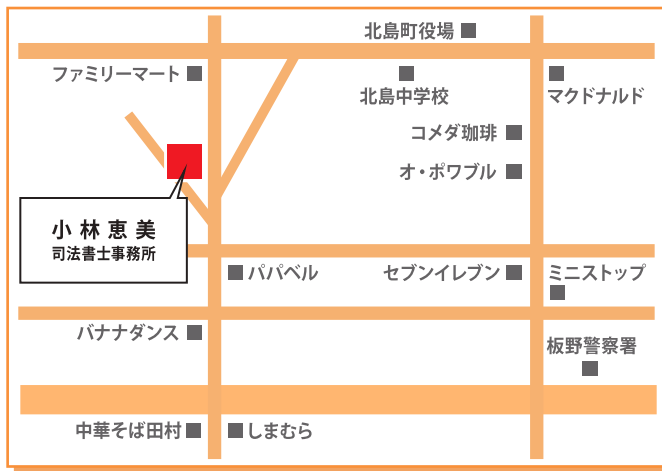
小林恵美司法書士事務所



〒771-0206
徳島県板野郡北島町高房東中道29-1

TEL: 088-677-4811

FAX: 088-677-4822



定休日：土 日 祝 令和3年5月8日徳島市内から移転 OPENしました。

手を合わせることの 大切さを伝えたい。

ご供養に関するお困りごと、普段の日や法事のおまつりのこと。
仏事のことは何でもご相談下さい。



■ぶつだんのもり 本店

小松島市江田町字敷地前118-1
TEL.088-669-1115(代)
営業時間：9：30～18：30



■ぶつだんのもり 応神店

徳島市応神町西貞方字仁徳48-1
TEL.088-641-3222(代)
営業時間：9：00～18：00 定休日：火曜日



「耐震設計」鉄筋コンクリート3階建 高級室内型納骨堂
宗教法人 観音寺 親霊園 / 観音聖陵
徳島市勢見町2丁目2 TEL.0120-48-1115
徳島市指令市環発第221号 / 徳島市指令市環発第513号 平成30年12月10日許可
営業時間：9：00～17：00 定休日：毎週水曜日 第1・第3金曜日
上質を極めた楽園のような美しさ、洗練された安らぎの聖地です。

法花ロイヤルパーク
徳島市八万町法花谷96-1 TEL.088-669-0221
徳島市指令市環発第236号 開園時間：9：00～17：00 定休日：毎週火曜日

名方池ロイヤルパーク
徳島市加茂名町東名東山60-1 TEL.088-678-2112
徳島市指令市環発第229号 開園時間：9：00～17：00 定休日：毎週火曜日

仏壇・仏具・墓石・神殿・神具・石材工事・ギフト



株式会社 **ぶつだんのもり**

本店 応神店 阿南店 脇町店 かもじま店 淡路店



0120-48-1115

受付時間 9：00～18：00

<https://www.b-mori.co.jp>

ぶつだんのもり

お問い合わせ
窓口

9：00～18：00



「遺品整理サービス」のご案内

遺品の整理

はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

料金の
仕組みを
知りたい



業者の
対応スピードを
知りたい



業者の
選び方を
知りたい



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 選べる見積もり方法



ご自宅に訪問して



対面なしで安心



写真送付で最短30分

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェル
ジュが一人ひとりに寄り添ってサポート
いたします。

POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

まずはLINEでお友達登録！
LINE登録後、3つのお見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



発行 北島町 住民課
編集・制作 株式会社鎌倉新書
2023年3月作成

